

よくある質問の回答

お世話になっております。

営業の山本です。お客様よりよく質問される内容です。

「有価物であれば廃棄物ではないから、廃棄物処理法の許可は不要ですよね？」

廃棄物処理に関する相談の中でよくいただきます。

確かに、かつては「有償で譲渡されるもの＝有価物＝廃棄物ではない」という認識が広く受け入れられていた時期もありました。しかし、現在では、有価物であっても一律に「廃棄物ではない」とは判断されず、総合的な観点から判断する必要があるとされています。

「有価物であれば廃棄物に該当しないのか？」という素朴な疑問について、話をします。

有価物とは、何らかの経済的な価値を有し、通常の商取引の対象となるものを指します。金属スクラップや古紙、中古機械など、再利用可能で需要のあるものは一般的に有価物とみなされます。

一方、「廃棄物処理法（正式には廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」における廃棄物とは、「不要となった物」であり、占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡

できないために不要になった物をいいます。

廃棄物該当性の「総合判断説」とは、上述した廃棄物に該当するか否かを「その物の性状」「排出の状況」「通常の取扱い形態」「取引価値の有無」または「占有者の意思」等を総合的に勘案し判断するという判断基準です。

廃棄物に該当するかどうかは、5つの視点から総合的に判断することが求められています。

① その物の性状

利用用途に要求される品質を満たし、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

② 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

⑤ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用もしくは他者に有償譲渡する意思が認められること。

まとめ

- 単独ではなく、総合的に評価される点に注意が必要です。
- たとえば、有償で譲渡されたとしても、排出の経緯や性状が「不要物」と明確であれば、廃棄物と認定される可能性があります。
- 特に「手元マイナス」など、形式上の取引に見えても実質は処分目的である場合、適法な処理と認められないリスクが高まります。